

宿泊業の生産性・サービス向上支援事業 Q & A

<対象事業者について>

Q 1 対象事業者は。風営法の対象施設も対象となるのか。

A 1 旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている宮崎内の宿泊施設が対象となります。なお、風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律)の店舗型性風俗特殊営業(第2条第6項)の対象となる施設は対象外です。

Q 2 民泊を経営しているが、対象になるか。

A 2 住宅宿泊事業法に定めのある住宅宿泊(いわゆる民泊)は対象外です。
旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている場合は、対象となります。

Q 3 本社が宮崎県外であるが、補助金の対象となるか。

A 3 本社が宮崎県外であっても、対象となる宿泊施設が宮崎県内にあれば、補助金の対象となります。
県内外に複数の宿泊施設を有している場合は、宮崎県内に所在する宿泊施設に係る事業のみ対象となりますので、御注意ください。

Q 4 コロナ禍により休業中であるが、申請可能か。

A 4 事業を再開し、継続していくという意思があれば申請可能です。

Q 5 コンサルティングサービスは単独の宿泊施設で申請可能か。

Q 5 単独の宿泊施設では申請できません。
3者以上の宿泊事業者を構成員に含む法人又は任意団体が対象です。

Q 6 補助対象期間に施設を廃止又は休止した場合の取扱いはどうなるのか。

A 6 交付申請時点で事業継続の意思がない場合又は交付決定の前までに施設を廃止している場合は、対象外とします。

また、交付決定以降、施設の廃止等事業継続が不可能であり補助金の目的を達することができないと判断される場合にも、補助金を支給することはできませんので、速やかにお知らせください。

Q 7 複数の宿泊施設を経営している場合はそれぞれ申請が可能か。

A 7 複数の宿泊施設について申請は可能です。

ただし、複数施設において事業に取り組む場合であっても、補助金の上限額は、1事業者当たり500万円ですので御留意ください。

<補助対象事業について>

Q 8 補助対象となる経費にはどのようなものがあるか。

A 8 以下の取組が対象となります。

- コンサルティングサービス等活用事業
生産性向上・業務効率化に資するコンサルティングサービスの利用

- DX導入事業
生産性向上・業務効率化に資するデジタル技術の活用

- サービス向上事業
サービス向上に資する施設整備や機器整備

※ 対象となる経費の例は、募集案内別紙「補助対象経費参考表」を御覧ください。

なお、補助対象経費については、本事業と他の事業の経費が明確に区分されており、かつ、証拠書類により金額等を確認できるもののみが対象です。

Q 9 システムを一から設計、構築するのではなく、パッケージ製品の導入も対象になるのか。

A 9 補助対象となります。

Q 10 パソコンやタブレット等の端末の導入も対象になるのか。

A 10 システムやソフトウェアの導入に付随するものは対象となります。
パソコンやタブレット単体での導入は対象外です。

Q 11 クラウドサービス利用費、レンタルに係る経費やソフトウェア、通信回線、キャッシュレス端末等の利用料及び維持管理費は補助対象になるのか。

A 11 サービス等の利用料や維持管理に要する経費は対象外となります。

Q 12 老朽化した施設や備品の改修、更新は補助対象になるか。

A 12 老朽化した施設等の単純な改修、更新は対象外です。
サービスの向上、宿泊客の増加（定員稼働率の向上）につながる取組が対象となります。

Q 13 レンタル品・リース品は補助対象となるのか。

A 13 レンタル品・リース品は対象外です。

Q 14 いつの時点で行った事業が対象となるのか。

A 14 交付決定から令和7年1月31日までに実施する事業が対象となります。

Q 15 DX導入とサービス向上の事業は併用が可能か。

A 15 「DX導入事業」と「サービス向上事業」の双方に申請することが可能です。

ただし、補助金の補助金の上限額は、1事業者当たり500万円ですので御留意ください。

<申請手続等について>

Q16 応募期間は。

A16 募集の日から令和6年5月24日(金)までを応募期間としています。

Q17 申請の方法は。

A17 郵送での提出をお願いします。
簡易書留、特定記録等、追跡のできる方法で郵送してください。

Q18 補助金の決定は先着順か。

A18 補助事業の目的に合致しているか、十分な効果が期待できるか、費用対効果が高いか、定員稼働率及び延べ宿泊者数の上昇につながるか等の基準により評価し、予算の範囲内で補助対象事業者を決定します。

Q19 交付決定後に、事業内容を変更した場合は変更等承認申請が必要か。

A19 補助事業の内容を変更する場合は必要となります。事前に変更等承認を受けなかった場合には、補助金を交付できない場合がありますので、変更の可能性がある場合には前もって御相談ください。

Q20 クレジットカードで購入したのも対象としてよいか。

A20 原則として、現金払いや振込等による支払をしてください。
やむを得ずクレジットカードを利用する場合は、令和7年1月31日までに引き落としが完了するよう、余裕をもって事業を実施いただくとともに、実績報告時には、通帳の写しを併せて提出してください。

Q 2 1 見積書は2者以上からとる必要があるか。

A 2 1 補助事業に係る契約をしようとするときは、2人以上から見積書をとらなければなりません。ただし、1件の金額が10万円未満の契約をしようとするとき、又は特別な事情により2人以上から見積書をとることができないときは、1人から見積書をとらなければなりません。

「特別な事情」とは、対象事業を他に取り扱う事業者が無い場合や、事業者によって金額が固定されている場合、法令等で金額が決まっている場合などです。

なお、10万円以上で1者のみで見積書の提出があった際には、確認等の連絡をする場合があります。